

○麻薬取扱者等の指導、監督について

(平成一二年一月七日)

(医薬発第一七号)

(各都道府県知事・各地区麻薬取締官事務所(支所)長あて厚生省医薬安全局長通知)

麻薬取扱者、向精神薬取扱者の指導、監督については、昭和三七年五月二日付け薬発第二二一号厚生省薬務局長通知、及び平成二年一二月一七日付け薬発第一二五〇号厚生省薬務局長通知においてそれぞれ定めているところであるが、その後の法制度の改正及び諸情勢の変化を受けて、この度、その全面的な見直しを行い、別添「麻薬等取扱施設に対する立入検査実施要領」を作成したので、平成一二年四月一日から、これに基づいて立入検査の励行に努め、その指導、監督に万全を期されたい。

この通知の実施に伴い、昭和三七年五月二日付け薬発第二二一号厚生省薬務局長通知「麻薬取扱者の指導、監督について」、及び平成二年一二月一七日付け薬発第一二五〇号厚生省薬務局長通知「向精神薬取扱者の指導、監督について」は、平成一二年四月一日をもって廃止する。

(別添) 略